

枚方市社会福祉審議会の傍聴に関する取扱要領

この要領は、枚方市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものです。

(傍聴の手続)

1. 審議会を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、事前に自己の住所及び氏名を記載した傍聴人受付簿を提出していただきます。
2. 審議会の委員長(以下「委員長」という。)において、特に必要と認めたときは、傍聴を制限することがあります。

(席への立ち入り禁止)

3. 傍聴人は、委員席に立ち入ることはできません。

(傍聴席に入ることができない者)

4. 会議を妨害し、又は他者に迷惑をおよぼすと認められる者は、傍聴席に入ることができません。
5. 児童及び乳幼児は、傍聴席に入れません。ただし、保護者又は監督者が付き添う場合は、この限りではありません。

(傍聴人が守るべき事項)

6. 傍聴人は、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしてはいけません。
7. 傍聴人の発言は禁止されます。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音の禁止)

8. 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはなりません。ただし、報道関係者など特に委員長の許可を得た者は、この限りではありません。

(係員の指示)

9. 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければなりません。

(違反に対する措置)

10. 傍聴人がこの要領に反するときは、委員長がこれを抑止し、その命に従わないときは、退場させることがあります。

(資料の取り扱い)

11. 傍聴人には、傍聴の便を図るため当日の会議資料の提供を行います。ただし、用意した部数が不足した場合は供覧による対応とさせていただきます。

No. _____

枚方市社会福祉審議会傍聴人受付簿

枚方市社会福祉審議会を傍聴します。

なお、傍聴にあたっては「枚方市社会福祉審議会の傍聴に関する取扱要領」に従い傍聴します。

住 所	
氏 名	
傍 聴 日	年 月 日 ()